

令和 8 年 2 月吉日

関係 各位

一般社団法人沖縄県 P T A 連合会
安全委員会 委員長 玉城 博紀
(公印省略)

令和 8 年度 安全会制度 共済事業加入について (ご案内)

日頃より、一般社団法人沖縄県 P T A 連合会 安全委員会が運営する共済事業へご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

早速ですが、令和 8 年度の共済事業加入について下記のとおりご案内申し上げます。
事務局ご担当者様への周知及び加入手続きをいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 同封 (添付) 書類 : ① 一般社団法人沖縄県 P T A 連合会 安全会制度について
② 安全会共済加入の手続き方法
③ 様式 (1 ~ 3)
④ FAQ
⑤ 令和 8 年度 安全普及啓発活動等助成事業 事前案内

加入 申込 期間 : 令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

掛金納付締切 : 令和 8 年 6 月 30 日 (火)

▶ 上記の期間、締切は「4 月 1 日より共済適用開始」となるための設定です。

詳細については、②「共済加入の手続き方法」にてご確認ください。

また、④FAQ には手続き上の参考になる内容もまとめておりますので、併せてご一読ください。

以上

【本件についてのお問合せ】

(一社)沖縄県 P T A 連合会 安全委員会事務局 (平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

[TEL:098-867-8645](tel:098-867-8645)(直通) mail: oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp

安全会制度 について

安全会制度とは

沖縄県PTA連合会が実施している共済事業です。 / 「沖縄県PTA連合会 定款 第2章第4条1項6号」

平成3年6月より開始し、平成25年4月より沖縄県教育委員会の認可を受け、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいて、事業を行っています。

PTA活動中に、予測不可・未然に防ぐことのできない災害に対して、会員が相互共済し、安心して活動できる体制を作っていくことを目的としています。

共済掛金等（年額）

150 円（内 訳：142円 共済掛金、8円 賠償責任保険料）

共済掛金：ケガ等の補償

賠償責任保険料：対人・対物の物損等の補償（※保険会社へ委託）

P会員	一世帯あたり
T会員	一人あたり
準会員	一世帯あたり

対象者

- 沖縄県PTA連合会に加入している各単位PTAの会員（保護者、教職員）、および会員のお子様（児童生徒・園児^{*}）
 - 会員の家族・親族（会員の代理でPTA活動に参加した場合にのみ対象）
 - 準会員（単P会長が認めた保護者以外の地域の支援者：立哨、読み聞かせ、美化ボランティア等）
 - 沖縄県PTA連合会安全会に加入しているこども園の単位PTAや保護者会等の会員（保護者、教職員）、および園児^{*}
- 注：こども園は沖縄県PTA連合会の加入対象ではありませんが、平成30年に特例として安全会加入が認められました。
 ※園児は3歳以上

対象活動

単位PTA主催・共催	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 総会・役員会・専門委員会等 ➢ PTAが企画し、会長の承認を得て実施した校内美化作業、スポーツ大会等 ➢ 単位PTAを代表して参加する各種会合及び行事への参加
学校行事及び学校支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 授業参観、運動会、学習発表会、体育祭文化祭等 ※児童生徒は日本スポーツ振興センター制度適用のため、対象外 ➢ PTAによる学校内外における総合的学習等、及び学校内での部活動への支援活動
地区P連・市町村P連	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ➢ 各種研修会・スポーツ大会への参加 ➢ 各P連を代表して参加する各種会合等への参加
県P連関連	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ➢ 各種研修会（日P、九P等含む） ➢ 県P連を代表して参加する各種会合等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➢ PTA会長が認めた行事等（ラジオ体操、ハーリー大会等）

上記活動に参加する際の正規往復途上も含む（車両事故等は対象外。※「対象外となる事案」参照）

対象外となる事案

次のような場合は給付が受けられません。

- PTA関連行事と認められないもの
- 地震、風水害などの天災、人災
- 被共済者の故意または重大な過失による事故（自殺行為・酒酔い・けんか・薬物使用などによる場合）
- 警察による事故処理が必要な事案（車両事故含む）
- 公共交通機関に搭乗中の事故・災害
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害救済給付制度」の対象となる事故
- 国外における災害

共済金

共済金種別	共済金額		
死亡共済金	400万円		
入院共済金	入院1日につき（180日限度）	5,000円	
通院共済金	通院1日につき（90日限度）	3,000円	
固定具装着	固定具装着1日につき	着脱可 500円 着脱不可 1,000円	※但し、固定具使用期間が入院・通院と重なる日数を除く
後遺障害	400万円（限度額）		
眼鏡破損	・新規購入代の半額 ・修理代	（上限20,000円） （上限20,000円）	
※入院+通院+固定具装着の実日数合計180日を限度とします。			

賠償責任保険

P T A 活動の遂行に起因して生じた偶然的事故により、第三者の身体に損害を与え、または第三者の財産を破壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。

種別	賠償金額	
対人賠償	1名につき 上限 1事故につき 上限	5,000万円 2億円
対物賠償	1事故につき 上限	500万円
保管物に関わる賠償責任 対物賠償	1事故につき 上限	10万円（免責5,000円）
備考	食中毒は該当しない	

申込時期

当年3月31日まで

掛金納入期限

当年6月末日まで

4月1日以降も加入することはできますが、**3月31日までの申込**、および**6月末日までの掛金納入がない場合**、4月1日に遡って適用することができません。
※詳細は、「安全会共済加入の手続き方法」をご参照ください。

補償期間

当年4月1日～翌年3月31日

※途中加入の場合は加入日の翌日から当該年度末まで

加入方法

同封の様式1～3に必要事項等を記入し下記事務局へ提出してください。沖縄県P T A連合会HPの「安全会制度」ページより、書式のダウンロード（Word、Excel）も可能です。書類作成の際は、必ず「安全会共済加入の手続き方法」をご確認ください。

提出先

一般社団法人沖縄県P T A連合会 安全委員会事務局 （900-0002 那覇市曙2-26-27）

Mail: oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp TEL: 098-867-8645（直通）FAX: 098-867-0309

万が一、事故が発生したら

P T A 活動中、事故が発生した場合は、**事故発生から30日以内**に「災害報告書」等の提出手続きを行ってください。災害報告書受理後、通知書を送付いたします。提出書類等の書式は、沖縄県P T A連合会HPの「安全会制度」よりご確認・ダウンロードをお願いいたします。

★P T A 活動中のケガ・事故等は速やかに単P事務局に報告いただくよう、公文書等への記載をお願いいたします。